第 5227 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行
リーダァスクラブFAXニュース
(2015年)平成27年 5月 19日 火曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

# ♤ 結婚・子育て資金の一括贈与

Q：結婚・子育て資金の一括贈与が非課税となる制度が開始したそうですが、どのような制度なのですか？

A：父母や祖父母からの贈与で1,000万円までが非課税となる制度です。

【解説】

結婚・子育て資金の一括非課税贈与とは、次のようなものです。

平成27年４月１日から平成31年３月31日までの間に、20歳以上50歳未満の者（受贈者）が、結婚・子育て資金に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属（父母や祖父母などの贈与者）から①信託受益権を付与された場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等で有価証券を購入した場合には、信託受益権又は金銭等の価額のうち1,000万円までの金額に相当する部分の価額については、非課税申告書を提出することにより贈与税が非課税となります。

ただし、契約期間中に贈与者が死亡した場合には、死亡日における非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額（結婚に際して支払う金銭については、300万円を限度）を控除した残額（管理残額）を、贈与者から相続等により取得したこととされ、相続税の対象とされます。

また、その後、受贈者が50歳に達した場合において、口座に残額があるときは、その残額はその契約終了時に贈与があったこととされます。